

指名停止措置基準の見直しについて

1 目的

このたびの入札に関する情報漏えい事件を受け、公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築の一つとして、二度とこのような事件が発生しないよう抑止力の強化を目的として、不正行為に係る指名停止措置の厳罰化を図る。

2 現状

(1) 『長岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱』の取扱い

- ・ 現行の基準は、国及び新潟県の基準に準拠し設定している。
- ・ 措置要件ごとに指名停止期間の範囲を設定している。
- ・ 指名停止は、当該範囲の最短期間を基本とし、情状に応じ範囲内の期間で措置する。
- ・ 全国知事会：『都道府県の公共調達改革に関する指針（H18. 12. 18）』【資料No. 2-2】
○ペナルティーの強化（実施率：74%（35/47 都道府県））

入札談合に係る違法・不正行為を行った場合は、少なくとも12か月以上、内容によってはそれ以上の入札参加停止とすべきである。

⇒しなの産業株式会社：12か月（最長期間）を適用。

※ 措置期間：悪質性の高さ及び他市の措置状況を鑑み決定。

(2) 「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

措置要件 (自発注工事に関するもの)	措置期間の範囲			
	長岡市	新潟県	新潟市	(参考) 富山県
1 贈賄 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4～12か月		12～24か月	8～24か月
2 独占禁止法違反行為	3～12か月		12～24か月	6～24か月
3 競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人	4～12か月 3～12か月		12～24か月 12～24か月	8～24か月 6～24か月
4 建設業法違反行為	2～9か月		2～12か月	2～9か月
5 不正又は不誠実な行為	1～9か月		1～12か月	1～9か月
6 暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案)	12か月以上		12か月以上	当該事由に該当しなくなったと認めた日まで

3 見直しの考え方（案）

全国及び近隣他県の動向から、上記比較表のうち、主に「1贈賄から3競売入札妨害」までの要件に係る措置期間について新潟市と同水準まで厳罰化する見直しを行う。